

37 陸軍現役將校学校配属令施行規程改正（文部・陸軍省令

第一号）〔昭和十年六月〕

（注記1）  
 發普九五号  
 定決裁  
 6月27日  
 文書課長  
 送發  
 6月28日  
 起案者  
 （注記2）  
 （注記3）

昭和十年五月二十三日起案

（注記5）  
 普通學務局長  
 學務課長  
 普通學務局長  
 學務課長

（注記7）  
 大臣  
 次官  
 政務次官  
 参与官  
 次官  
 陸軍大臣  
 花押  
 軍務局長  
 徵募課長  
 課員  
 陸軍現役將校学校配属令施行規程改正ノ件

（注記8）  
 陸軍現役將校学校配属令施行規程別紙ノ通改正相成可然哉

省令案

（注記4）  
 實業學務局長  
 農業教育課長  
 專門學務局長  
 社會教育局長  
 青年教育課長  
 督學官  
 社會教育局長  
 青年教育課長  
 督學官

（注記6）  
 陸軍現役將校学校配属令施行規程別紙ノ通改正相成可然哉

省令案

（下 札 1）

文部省令第 号

陸軍現役將校学校配属令施行規程中左ノ通改正ス

昭和十年 月 日

文部大臣  
 陸軍大臣

（下 札 2）

第二条（第一項）  
 第一条中「徵兵令第十三条第一項第二号」ヲ「兵役法施行令第百条第三号」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍現役將校学校配属令施行規程拔率

第二条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ現役將校ノ配属ヲ止ムルコトアルヘシ

一 徵兵令第十三条第一項第二号ノ規定ニ依リ認定セラレタル学校ニシテ其ノ認定ヲ取消サレタルトキ

二 教練ノ成果ヲ挙クル見込ナキトキ

第十三条 左ニ掲クル者ニシテ陸軍予備役後備役將校同相当官タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上二十一歳未滿ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ現役中ノ食料被服裝具等ノ費用ハ自弁トス但費用ノ一部ヲ官給スルコトアル可シ

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シ又ハ学校ノ課程ヲ修了シタル者

兵役法施行令

第百条 左ニ掲グルモノハ兵役法第四十一条第一項ノ規定ニ依ル中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校トス

三 前二号ニ掲グル以外ノ学校又ハ前二号ニ掲グル学校ノ別科ニシテ陸軍大臣及文部大臣ニ於テ認定ヲ為シタルモノ

(注記 1)

〔陸軍省受領 巻第〇九八四号〕〔六月廿四日〕

(注記 2)

〔 〕

(注記 3)

〔473〕

(注記 4)

〔完結〕

(注記 5)

〔急〕

(注記 6)

〔記録掛 10・12・10 受領〕

(注記 7)

〔回付月日／6月3日 社会／6月4日 実業／6月24日 陸軍

省〕

(注記 8)

〔五〕〔簿冊内件名番号〕

(注記 9)

〔徵募〕

(下札 1)

〔中山〕  
〔種別 わ一ノ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 文部省令第一号  
陸軍現役将校学校配属令施行規程改正 / 番号 発普九五 / 結了年  
月日 昭一〇、六、二八 / 保存年限 ムキ / 枚数 4〕

(下札 2)

〔兵役法施行令制定ニ伴ヒ陸軍現役将校学校配属令第二条改正セラレタルニ因リ改正ノ要アルニヨル〕

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校 教  
練 第2冊〕文部省〔3A, 32-7, 2540〕